

集成材についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う集成材についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1152-1 集成材－第 1 部：一般要求事項

JAS 1152-2 集成材－第 2 部：試験方法

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

試料集成材

箇条 4 の a) に係る理化学検査及び外面検査に供する集成材

3.2

試料ラミナ

箇条 4 の a) に係る理化学検査及び外面検査のうち、ラミナの品質に係る検査に供するラミナ

4 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a) 最終製品における検査

- 1) 検査を分けて理化学検査（浸せき剥離試験，煮沸剥離試験，減圧加圧剥離試験，ブロックせん断試験，含水率試験，表面割れに対する抵抗性試験，化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験，曲げ A 試験，

曲げ B 試験，曲げ C 試験，引張り試験，ホルムアルデヒド放散量試験，寸法の測定試験，浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。

- 2) 理化学検査は，抽出して行う。
- 3) 外面検査は，抽出して行う。ただし，抽出して行うことが検査の能率その他の理由によって適当でないと認められる場合には，各個に行ってもよい。
- 4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る判定の基準は，**箇条 5** に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は，**箇条 6** に定めるところによる。

5 最終製品における検査

5.1 第 1 種検査方法

5.1.1 抽出の割合等

5.1.1.1 造作用集成材，化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ，かつ，同一の等級に格付しようとする 20 日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし，その抽出の割合及び方法は，**JAS 1152-1** の **B.1** による。

b) 外面検査

a)の検査荷口から**表 1**の左欄に掲げる数に応じた同表の右欄に掲げる数の試料集成材を無作為に抽出する。

表 1—造作用集成材，化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ		試料集成材の数
	500 以下	50
501 以上	1 200 以下	80
1 201 以上	3 200 以下	125
3 201 以上		200

5.1.1.2 構造用集成材

a) 理化学検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする 20 日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 1152-1 の B.1 による。

2) 1)以外の場合

2.1) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種類に格付しようとする 20 日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 1152-1 の B.1 による。

2.2) モデル試験体による曲げ A 試験に供するモデル試験体の作製は、JAS 1152-1 の B.1 による。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

a) 1)の検査荷口から、表 2 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料ラミナを無作為に抽出する。

表 2—ラミナの抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ		試料ラミナの数
	50 以下	8
51 以上	90 以下	13
91 以上	150 以下	20
151 以上	280 以下	32
281 以上	500 以下	50
501 以上	1 200 以下	80
1 201 以上	3 200 以下	125
3 201 以上		200

2) 1)以外の場合

a) 2)の検査荷口から、表 3 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料集成材を無作為に抽出する。

表 3—構造用集成材の抽出数

単位 本

検査荷口の大きさ		試料集成材の数
	50 以下	8
51 以上	90 以下	13
91 以上	150 以下	20
151 以上	280 以下	32
281 以上	500 以下	50

501 以上	80
--------	----

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 造作用集成材，化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

JAS 1152-2 によって試験を行い，その結果，JAS 1152-1 の B.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

5.1.1.1 b) の規定によって抽出した各試料集成材について JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い，その結果，格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし，その合格品の数が，表 4 の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い，それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは，その検査荷口の集成材をその等級に合格とする。

表 4—造作用集成材，化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数

	単位 本
試料集成材の数	合格とする数
50	43
80	70
125	111
200	178

5.1.2.2 構造用集成材

a) 理化学検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

JAS 1152-2 によって試験を行い，その結果，JAS 1152-1 の B.2 によって合格又は不合格を判定する。

2) 1) 以外の場合

JAS 1152-2 によって試験を行い，その結果，JAS 1152-1 の B.2 によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.1.2 b) 1) の規定によって抽出した試料ラミナについて JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い，その結果，ラミナの品質の各等級の基準に達したものを合格品とし，その合格品の数が，表 5 の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い，それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは，その検査荷口のラミナをその等級に合格とする。

表 5—ラミナの外面検査の合格とする数

単位 本

試料ラミナの数	合格とする数
8	7
13	11
20	17
32	27
50	43
80	70
125	111
200	179

2) 1)以外の場合

5.1.1.2 b) 2)によって抽出した各試料集成材について JAS 1152-2 に基づいてその外面検査を行い，その結果，集成材の等級及び種類の基準に達したものを合格品とし，その合格品の数が，表 6 の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い，それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは，当該検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に合格とする。

表 6—構造用集成材の外面検査の合格とする数

単位 本

試料集成材の数	合格とする数
8	7
13	11
20	17
32	27
50	43
80	70

5.2 第 2 種検査方法への移行

5.1 に定めるところにより検査を行った結果，その検査荷口の集成材が連続して 5 回合格に格付されたときは，その検査荷口に係る工場の製品については，それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は，5.3 に定めるところによる。

5.3 第 2 種検査方法

5.3.1 抽出の割合等

5.3.1.1 造作用集成材，化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

5.1.1.1 a)の規定を準用する。この場合において，5.1.1.1 a)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなった集成材で製造条件”と，“20日分”とあるのは“50日分”と読み替える。

b) 外面検査

a)の検査荷口から50本の試料集成材を無作為に抽出する。

5.3.1.2 構造用集成材

a) 理化学検査

5.1.1.2 a)の規定を準用する。この場合において，5.1.1.2 a) 1)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなったラミナで製造条件”と，“20日分”とあるのは“50日分”と，5.1.1.2 a) 2)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなった集成材で製造条件”と，“20日分”とあるのは“50日分”と読み替える。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.1.2 b)の規定を準用する。この場合において，5.1.1.2 b)の表2は，表7のように読み替える。

表7ーラミナの抽出数

検査荷口の大きさ		単位 本
		試料ラミナの数
	150以下	13
151以上	280以下	20
281以上	500以下	32
501以上	1200以下	50
1201以上		80

2) 1)以外の場合

a)の検査荷口から8本の試料集成材を無作為に抽出する。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.3.2.1 造作用集成材，化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) 理化学検査

5.1.2.1 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

5.3.1.1 b)の規定によって抽出した各試料集成材について **JAS 1152-2** に基づいてその外面検査を行い、その結果、集成材の等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 40 本以上であるときは、その検査荷口の集成材をその等級に合格とする。

5.3.2.2 構造用集成材

a) 理化学検査

5.1.2.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

5.1.2.2 b) 1)の規定を準用する。この場合において、5.1.2.2 b)の表 5 は、表 8 のように読み替える。

表 8—ラミナの外面検査の合格とする数

単位 本

試料ラミナの数	合格とする数
13	10
20	15
32	25
50	40
80	66

2) 1)以外の場合

5.3.1.2 b) 2)の規定によって抽出した各試料集成材について **JAS 1152-2** に基づいてその外面検査を行い、その結果、集成材の等級及び種類の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 6 本以上であるときは、その検査荷口の構造用集成材をその等級及び種類に合格とする。

5.4 第 1 種検査方法への移行

5.3 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の集成材がその等級及び種別に合格とされない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.1 に定めるところによる。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする原則として1日分を限度とする期間内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程〔集成材についての取扱業者の認証の技術的基準（令和5年7月31日農林水産省告示第900号）の**4.2.2 d)**に規定する内部規程をいう。以下同じ。〕に定めるところによる。

6.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格とする。

制定等の履歴

全部改正：平成 19 年 11 月 26 日農林水産省告示第 1482 号

一部改正：平成 24 年 9 月 19 日農林水産省告示第 2190 号

一部改正：平成 29 年 10 月 20 日農林水産省告示第 1595 号

最終改正：令和 5 年 7 月 31 日農林水産省告示第 899 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 5 年 7 月 31 日農林水産省告示第 899 号
令和 6 年 1 月 27 日から施行する。